

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新座店

埼玉県新座市野火止八丁目十六番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 各駐車場出入口について、交通渋滞等が発生しないように十分配慮してください。

・ 児童生徒の通学、下校時の事故防止に細心の注意をはらってください。

二 縦覧期間

平成二十五年八月九日から平成二十五年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター